

○三条・燕・西蒲・南蒲広域養護老人ホーム施設組合職員の  
期末手当及び勤勉手当支給に関する規則

平成17年5月1日

規則第3号

改正 令和3年11月規則第1号

三条・燕・西蒲・南蒲広域養護老人ホーム施設組合職員の期末手当及び勤勉手当支給に関する規則に関しては、三条市職員の期末手当及び勤勉手当支給に関する規則（平成17年三条市規則第33号）を準用する。

附 則

この規則は、平成17年5月1日から施行する。

附 則（令和3年11月規則第1号）

この規則は、公布の日から施行する。